札幌市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月 8 日

札幌市長　秋元克広

札幌市条例第 23 号

札幌市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

札幌市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成２１年条例第５６号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第２号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
（奉仕活動） 第５条　法第26条の５第１項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。 (1)　独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第１項第４号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。） (2)　前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任	（奉仕活動） 第５条　法第26条の５第１項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）とする。 (1)　独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第１項第４号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動 (2)　国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、前号に掲げる奉仕活動に準ずるもの

改正前	改正後
命権者が認めるもの（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。